

# 広告掲載仕様書

## 1 適用

市報への広告掲載については、この仕様書に基づき実施するものとする。

## 2 市報の概要

広告を掲載する市報の概要は、次のとおりとする。

- (1) 発行部数 10,000部
- (2) 規格 A4版
- (3) 刷色 2色刷(広告掲載箇所)
- (4) 配布日 各月1日(1日が土日祝の場合はその前日等、1月号は12月中に配布)に自治会を通じて各戸へ配布することを原則とする。

## 3 広告の掲載枠

原則、1月に2枠とする。

## 4 広告の作成基準

市報に掲載する広告は、次の基準により作成するものとする。

- (1) 掲載する広告は、1枠につき1件とする。
- (2) 1枠の大きさは、縦48mm横180mmとする。
- (3) 使用する文字の大きさは、原則として6ポイント以上とする。
- (4) 2色(原則シアン・墨)で完全版下を作成し、市に提出するものとする。ただし、実際の刷色は市が指定する色とする。
- (5) 各広告枠の右上に、広告(太ゴシック9ポイント)と明記する。

## 5 広告原稿データの作成

データの作成	<p>(1) Adobe Illustrator を使用する場合</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①バージョンは、8.0以上とすること。</li><li>②広告原稿データには、アウトラインをかけて保存すること。 トンボや欄外等の広告データ以外の不要なオブジェクトは、外しておくこと。</li></ol> <p>(2) Adobe Photoshop を使用する場合</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①バージョンは、4.0以上とすること。</li><li>②広告原稿データは、使用サイズの100%で解像度300dpiにすること。PSD形式で保存すること。</li></ol> <p>(3) Microsoft Wordを使用する場合</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①バージョンは、Word98以上とすること。</li><li>②原則として、使用フォントは、MSゴシック系、MS明朝系、HGゴシック系、HG行書体系、HG正楷書体PRO、HG創英角ゴシック系、HG創英角ポップ系、HG丸ゴシックM-PROとすること。</li><li>③特殊文字(囲い文字、影付き、中抜き、アニメーション等)及びOpenTypeフォントは、使用しないこと。</li><li>④原則としてPDFファイルに変換すること。変換時の解像度は、仕様サイズの100%で300dpiにすること。</li></ol> <p>※広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、申込者で著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合はその支払いをすること。</p> <p>※いずれのデータ形式でも、市が確認できないバージョンの場合は、市の指定するバージョンでの提出を行うこと。</p>
--------	---

データの提出	<p>いずれのソフトを使用して広告原稿を作成する場合でも、原則として、出力原稿とデータを合わせて提出すること。</p> <p>Adobe Illustratorで広告原稿を作成した場合は、アウトラインをかける前のデータとアウトラインをかけた後のデータ及びリングファイルを合わせて提出すること。</p> <p>Microsoft Wordで広告原稿を作成した場合は、Wordのデータ、PDFファイルのデータを合わせて提出すること。</p>
データの訂正	<p>原稿提出後のデータ訂正は、原則、市では行いません。広告主においてデータを訂正後、再提出してください。</p>

## 6 広告への表示事項

広告に対する責任の所在を明確にするため、広告主の住所、電話番号等を表示すること。

広告には、広告を告知するロゴを広告欄の右上に入れること。

- 広告** ・ロゴ ・縦5ミリメートル×横8ミリメートル
- ・ベタ白抜き
  - ・文字ゴシック体(ゴシック体)
  - ・文字サイズ9ポイント

### 【見本】



## 7 広告掲載の申込み

広告主は、原則として、掲載を希望する市報の発行日の2か月前までに、掲載申込書に広告原稿（データ含む）を添えて申込みを行う。

## 8 広告掲載ページ

市で決定する。

## 9 その他

- (1) 市報に掲載された広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとし、市は一切これに関与しない。
- (2) 広告主は、市長の指定する期日までに、広告料を一括前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 広告原稿に係る作成経費は、広告主の全額負担とする。
- (4) その他の事項については、市報ぶんどかだ広告掲載の取扱い等に関する要綱に定めるとおりとする。
- (5) この仕様書及び(4)の要綱に定めのない事項は、市と広告主で協議して定めるものとする。